

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

○手数料条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	(税 務 課)	一
○県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則	( 同 )	一
告 示		
○有害図書類の指定	(共同参画社会推進課)	一
○県営土地改良事業計画の縦覧	(農村振興課)	二
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	( 同 )	二
○県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	二
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者(十七件))	(水産林政総務課)	二
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立	(水産業振興課)	七
○道路の区域変更	(道 路 課)	七
○道路の供用開始(二件)	( 同 )	七
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(防災砂防課)	八
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(北部地方振興事務所)	八
公 告		
○特定開発行為に関する対策工事等の完了	(防災砂防課)	九
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	九
選挙管理委員会		
○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		九
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		一〇

ページ

## 公安委員会

○警備業法施行細則の一部を改正する規則

## 規 則

手数料条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和六年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十四号

手数料条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

手数料条例等の一部を改正する条例(令和六年宮城県条例第九号) 附則に掲げる規定のうち同条例

第二条の規定の施行期日は、令和六年九月十七日とする。

県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十五号

県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則

県税に関する証明等手数料条例施行規則(昭和三十四年宮城県規則第七十四号)の一部を次のよう

に改正する。

本則に次の一条を加える。

(納入の方法)

第六条 手数料条例第五条の別に定める方法は、次のとおりとする。

一 現金による納付

二 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二に規定する方法による納

付

附 則

この規則は、令和六年九月十七日から施行する。

## 告 示

○宮城県告示第五百九十五号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のもの

を青少年に有害な図書類として指定する。

令和六年九月十三日

一 指定図書類

宮城県知事 村 井 嘉 浩

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	mini Berry vol. 76	株式会社秋水社
二	雑誌	恋愛宣言PINKEY10月号	株式会社秋水社
三	雑誌	コミック艶 vol. 34	株式会社リイド社
四	雑誌	実話ナックルズGOLDドキュメント Vol. 11	株式会社大洋図書
五	雑誌	実録JOKER 9月号	株式会社ダイアプレス
六	雑誌	実話BUNKA超タブー 2024 9月号	株式会社コアマガジン
七	雑誌	実話BUNKAタブー 2024 10月号	株式会社コアマガジン

二 指定理由

図書類の内容が、一から四の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、五から七の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、かつ著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第五百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営下真山地区土地改良事業（区画整理事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和六年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

令和六年九月十三日から令和六年十月十六日まで

三 縦覧場所

大崎市役所及び大崎市岩出山総合支所

○宮城県告示第五百九十七号

県営嘉太神地区土地改良事業（農業用排水施設整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和六年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和六年九月十三日から令和六年十月十六日まで

三 縦覧場所

富谷市役所、大和町役場及び大衡村役場

○宮城県告示第五百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行つた。

令和六年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行つた地区の名称

藤田地区

二 処分の年月日

令和六年八月三十日

○宮城県告示第五百九十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項

において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の名称	区 域	同意成立 の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の 種類	区域内特 定養殖業 者数
宮城県第 九十三加 入区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 に基つる加 入区の設定に 関する協定)の 宮城県漁業協 同組合の志津 川支所の地区 のうち黒崎の 区域	令和六年八 月二十八日	本吉郡南三陸町志津川 字林百七十三 番五 渡辺 豊 本吉郡南三陸町志津川 字大久保百八 十八番一 平田 順一	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	四人

○宮城県告示第六百号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の名称	区 域	同意成立 の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の 種類	区域内特 定養殖業 者数
宮城県第 九十七加 入区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 に基つる加 入区の設定に 関する協定)の 宮城県漁業協 同組合の志津 川支所の地区 のうち本浜町 の区域	令和六年八 月二十八日	本吉郡南三陸町志津川 字新井田三十四 番九十九 五 行場 博文 本吉郡南三陸町志津川 字天王山三十八 番一 久保田 直文	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	五人

○宮城県告示第六百一号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の名称	区 域	同意成立 の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の 種類	区域内特 定養殖業 者数
宮城県第 百加入区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 に基つる加 入区の設定に 関する協定)の 宮城県漁業協 同組合の志津 川支所の地区 のうち大森の 区域	令和六年八 月二十八日	本吉郡南三陸町志津川 字新井田三十四 番百四 十九 久保田 俊行 本吉郡南三陸町入谷字 桜沢二百二十五 番四 工藤 広樹	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	二人

○宮城県告示第六百二号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の名称	区 域	同意成立 の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の 種類	区域内特 定養殖業 者数
宮城県第 百加入区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 に基つる加 入区の設定に 関する協定)の 宮城県漁業協 同組合の志津 川支所の地区 のうち大森の 区域	令和六年八 月二十八日	本吉郡南三陸町志津川 字沼田百二十七 番一 佐々木 昇記 本吉郡南三陸町志津川 字袖浜百四十七 番一 佐々木 重一	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	九人

川支所の地区のうち袖浜の区域
----------------

○宮城県告示第六百三十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名 称	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第百二加入区	平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法）に基づく漁業に基づく加入区に係る加入区の設定された宮城県漁業協同組合の志津川支所の地区のうち平磯、深田の区域	令和六年八月二十八日	本吉郡南三陸町志津川字新井田百六十六、三十三町菅復興住宅三十号 菅原 洋司 本吉郡南三陸町志津川字袖浜二百五十七、二菅原 次安	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）第十八条の四に規定する特定かき養殖業	二人

○宮城県告示第六百四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名 称	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第百十六加入区	平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法）に基づく漁業	令和六年八月二十八日	本吉郡南三陸町戸倉字小細谷六十二番地十 阿部 徳治 本吉郡南三陸町戸倉字小細谷六十六番地一	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）第十八	二人

共済に係る加入区の設定された宮城県漁業協同組合の志津川支所の地区のうち長清水の区域	佐々木 誠	条の四に規定する特定かき養殖業
---	-------	-----------------

○宮城県告示第六百五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名 称	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第百十七加入区	平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法）に基づく漁業に基づく加入区に係る加入区の設定された宮城県漁業協同組合の志津川支所の地区のうち藤浜の区域	令和六年八月二十八日	本吉郡南三陸町戸倉字藤浜百九十二 後藤 春二 本吉郡南三陸町戸倉字藤浜百四十九、一八	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）第十八条の四に規定する特定かき養殖業	三人

○宮城県告示第六百六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名 称	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第百十七加入区	平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法）に基づく漁業に基づく加入区に係る加入区の設定された宮城県漁業協同組合の志津川支所の地区のうち藤浜の区域	令和六年八月二十八日	本吉郡南三陸町戸倉字藤浜百九十二 後藤 春二 本吉郡南三陸町戸倉字藤浜百四十九、一八	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）第十八条の四に規定する特定かき養殖業	三人

宮城県第百十八加入区	平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業に係る加入区の設定)で告示された宮城県漁業協同組合の志津川支所の地区のうち、若宮、近東の区域	令和六年八月二十八日	本吉郡南三陸町戸倉字 滝浜百十五、一、佐藤 徳吉、本吉郡南三陸町戸倉字 若宮九、一、二、後藤 清広	漁業災害補償法(昭和三十九年政令第三十九号)第三十八(三)の四に規定する特定かき養殖業	四人
------------	--	------------	---	---	----

○宮城県告示第六百七号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県第百十九加入区	平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業に係る加入区の設定)で告示された宮城県漁業協同組合の志津川支所の地区のうち、津の宮区域	令和六年八月二十八日	本吉郡南三陸町戸倉字 津の宮三、一、二、佐々木 幸一、本吉郡南三陸町戸倉字 津の宮八、四、澤田 健治	漁業災害補償法(昭和三十九年政令第三十九号)第三十八(三)の四に規定する特定かき養殖業	六人
------------	---	------------	--	---	----

○宮城県告示第六百八号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年九月十三日

宮城県第百二十加入区	平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業に係る加入区の設定)で告示された宮城県漁業協同組合の志津川支所の地区のうち、原の区域	令和六年八月二十八日	本吉郡南三陸町戸倉字 原六、一、一、二、佐々木 義春、本吉郡南三陸町戸倉字 合羽沢十一、一、七、佐々木 正喜	漁業災害補償法(昭和三十九年政令第三十九号)第三十八(三)の四に規定する特定かき養殖業	二人
------------	--	------------	--	---	----

○宮城県告示第六百九号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県第百二十二加入区	平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業に係る加入区の設定)で告示された宮城県漁業協同組合の志津川支所の地区のうち、戸倉の区域	令和六年八月二十八日	本吉郡南三陸町戸倉字 戸倉三十二、一、八、三浦 孝幸、本吉郡南三陸町戸倉字 波伝谷百八十六、一、五、後藤 新太郎	漁業災害補償法(昭和三十九年政令第三十九号)第三十八(三)の四に規定する特定かき養殖業	四人
-------------	---	------------	--	---	----

○宮城県告示第六百十号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

する要件に適合するものと認める。

令和六年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 名 称	区 域	届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 百二十三 加入区	平成十九年宮 城告示第 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定)に 基づき、宮城 県漁業協同組 合の志津川支 所の地区、谷 のうち、波底 の地区	令和六年八 月二十八日	本吉郡南三陸町戸倉字 戸倉三十四一 三浦俊喜 本吉郡南三陸町戸倉字 波伝谷百八十六一十四 菅原幹生	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	三人

○宮城県告示第六百一十一号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 名 称	区 域	届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 百二十五 加入区	平成十九年宮 城告示第 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定)に 基づき、宮城 県漁業協同組 合の志津川支 所の地区、前 のうち、上芝 の地区	令和六年八 月二十八日	本吉郡南三陸町戸倉字 沖田五十三一八十七 小野寺克彦 本吉郡南三陸町戸倉字 上沢前百四十六一 小野寺敏一	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	二人

○宮城県告示第六百一十二号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 名 称	区 域	届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 百二十七 加入区	平成十九年宮 城告示第 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定)に 基づき、宮城 県漁業協同組 合の志津川支 所の地区、水 戸の区域	令和六年八 月二十八日	本吉郡南三陸町戸倉字 西入四十八番地一 菅原博文 本吉郡南三陸町戸倉字 沖田五十三一八十八 村岡賢一	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	三人

○宮城県告示第六百一十三号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 名 称	区 域	届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 百二十九 加入区	平成十九年宮 城告示第 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定)に 基づき、宮城 県漁業協同組 合の志津川支 所の地区、西 入の区域	令和六年八 月二十八日	本吉郡南三陸町戸倉字 西入三十一一三 松岡孝一 本吉郡南三陸町戸倉字 小浜六十三 村松高明	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	二人

沖田、小涼の 区域
--------------

○宮城県告示第六百十四号  
 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	届出 年月 日	発起 人の 住所 及び 氏名	養殖 業の 種類	区域 内特 定 養殖 業者 数
宮城県 第三十 二加入 区	平成 十九 年宮 城告 示第 三三 百八 十号 漁業 災害 補償 法に 基づ く漁 業に 係る 加入 区に 設定 され た 宮城 県漁 業協 同組 合の 志津 川支 所の 地区 （須 賀、 須賀 、須 賀、 石、 石、 川向 の区 域）	令和 六年 八月 二十八 日	本吉 郡南 三陸 町戸 倉字 沖田 五三 一七 十六 松岡 一三 一七 十六 本吉 郡南 三陸 町戸 倉字 沖田 五三 一六 十五 阿部 勝	漁業 災害 補償 法（昭 和三 十九 年政 令第 二百 九十 九号 ）第 十八 条の 四に 規定 する 特定 かき 養殖 業	二人

○宮城県告示第六百十五号  
 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年九月十三日  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	届出 年月 日	発起 人の 住所 及び 氏名	養殖 業の 種類	区域 内特 定 養殖 業者 数
宮城県 第三十 二加入 区	平成 十九 年宮 城告 示第 三三 百八 十号 漁業 災害 補償 法	令和 六年 八月 二十八 日	石卷 市給 分浜 大房 二番 地十 六 遊佐 智規 石巻 市給 分浜 羽黒 下三	漁業 災害 補償 法（昭 和三 十九 年政 令第 二百 九十 九号 ）第 十八 条の 四に 規定 する 特定 かき 養殖 業	十人

に基 づく 漁業 共済 に係 る加 入区 の設 定に 関し て宮 城県 漁業 協同 組合 の表 示に 基づ き給 分浜 の支 所の 地区 うち 給分 浜の 区域	番地 八 順一 安藤 順一	三 号） 第十 八 条の 四に 規定 する 特定 かき 養殖 業
--	---------------------------	---

○宮城県告示第六百十六号  
 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、仙台市加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。  
 令和六年九月十三日  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第六百十七号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。  
 その関係図面は、令和六年九月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 令和六年九月十三日  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 弘川町向線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間	変 更 の 前 後	
	前	後
本吉郡南三陸町歌津字弘川八九番二地先から 同郡同町歌津字弘川八七番一地先まで	敷地の幅員 (メートル) 五・四 五・八・三	敷地の延長 (メートル) 一三五・七 一三五・七

○宮城県告示第六百十八号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。  
 その関係図面は、令和六年九月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	志津川登米線	登米市登米町大字日根牛字北沢山無番地先から同市登米町大字日根牛字中山二九六番一地先まで	令和六年九月十三日

○宮城県告示第六百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和六年九月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	弘川町向線	本吉郡南三陸町歌津字弘川八七番一地先から同郡同町歌津字弘川八七番一地先まで	令和六年九月十三日

○宮城県告示第六百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（令和元年十月一日宮城県告示第八百号）のうち、次の区域の指定を解除するので、第七条第六項において準用する同条第四項及び第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

令和六年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
新道の1	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村松の平3丁目（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台北土木事務所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第六百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、鶴田川沿岸土地改良区役員就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和六年九月十三日

宮城県北部地方振興事務所

所長 稲 村 伸

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和六年九月三日	千葉 榮	大崎市鹿島台広長字内ノ浦八百十五番地四	理事
令和六年九月三日	林 裕志	宮城県松島町磯崎字磯崎十六番地	理事
令和六年九月三日	鈴木 史人	大崎市鹿島台深谷字藤坊十三番地	理事
令和六年九月三日	佐々木 清隆	黒川郡大郷町粕川字土手崎六番地	理事
令和六年九月三日	只木 芳紀	宮城県松島町幡谷字檢行十八番地	理事
令和六年九月三日	赤間 正弘	黒川郡大郷町中村字屋鋪五十二番地の三	理事
令和六年九月三日	伊藤 政子	大崎市鹿島台広長字大山五十三番地六	理事
令和六年九月三日	平井 純夫	黒川郡大郷町大松沢字川原前七番地	理事
令和六年九月三日	千葉 早苗	黒川郡大郷町味明字田布施三十八番地	理事
令和六年九月三日	山口 文博	大崎市鹿島台大迫字下志田七百番地二	理事
令和六年九月三日	武田 智	黒川郡大郷町山崎字長坂畑六番地の一	理事
令和六年十月四日	佐藤 政重	大崎市鹿島台大迫字六十二番屋敷二十二番地五	監事
令和六年十月四日	菊地 正美	宮城県松島町竹谷字後浦三十九番地	監事
令和六年十月四日	高橋 賢一	黒川郡大郷町粕川字日向二十五番地の八	監事



二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和六年九月二日	千葉 榮	大崎市鹿島台広長字内ノ浦八百十五番地四	理事
令和六年九月二日	林 裕志	宮城郡松島町磯崎字磯崎十六番地	理事
令和六年九月二日	鈴木 史人	大崎市鹿島台深谷字藤坊十三番地	理事
令和六年九月二日	佐々木 清隆	黒川郡大郷町柏川字土手崎六番地	理事
令和六年九月二日	只木 芳紀	宮城郡松島町幡谷字検行十八番地	理事
令和六年九月二日	山口 文博	大崎市鹿島台大迫字下志田七百番地	理事
令和六年九月二日	斎藤 頼雄	黒川郡大郷町土橋字宮林畑四十一番地	理事
令和六年九月二日	蜂屋 文雄	黒川郡大郷町羽生字長根二十三番地	理事
令和六年九月二日	佐藤 千加雄	黒川郡大郷町大松沢字法堂撫山宅地二十九番地の一	理事
令和六年十月三日	佐藤 政重	大崎市鹿島台大迫字六十二番屋敷二十二番地五	理事
令和六年十月三日	菊地 正美	宮城郡松島町竹谷字後蒲三十九番地	理事
令和六年十月三日	高橋 賢一	黒川郡大郷町柏川字日向二十五番地の八	理事

公 告

○次の特定開発行為に関する対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十八条第三項の規定により公告する。

令和六年九月十三日

一 開発区域

黒川郡大衡村松の平三丁目一番二十二 外六筆  
面積 四十五万三千三百三十三平方メートル

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号  
宮城県土地開発公社 理事長 山本 雅伸

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和六年九月十三日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
東松島市矢本字裏町五十五番一、五十四番三、五十三番十

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

石巻市中里六丁目十四番二十四号  
株式会社ビノキオホーム

選挙管理委員会

○宮選管告示第九十号

令和六年九月二日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和六年九月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数  
三八、〇二一

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三三七、六三〇  
三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	八三、二一五	岩沼選挙区	一一、〇五一
宮城野選挙区	五三、〇六一	登米選挙区	二〇、九三四
若林選挙区	三九、〇八〇	栗原選挙区	一七、八五七
太白選挙区	六五、八八九	東松島選挙区	一〇、八三八
泉選挙区	五九、二四六	大崎選挙区	三五、〇五二
石巻・牡鹿選挙区	四〇、一四八	富谷・黒川選挙区	二五、五〇一
塩釜選挙区	一四、九三六	柴田選挙区	一一、三五一
気仙沼・本吉選挙区	二〇、一四一	亘理選挙区	一一、八一五
白石・刈田選挙区	一一、五六一	宮城選挙区	一三、七三三
名取選挙区	二二、八六二	加美選挙区	七、九二一
角田・伊具選挙区	一一、二〇七	遠田選挙区	一〇、八九六
多賀城・七ヶ浜選挙区	二二、三九一		

○宮選管告示第九十一号  
令和六年九月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和六年九月十三日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 櫻 井 正 人

三三七、六三〇

### 公安委員会

○宮城県公安委員会規則第13号

警備業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年9月13日

宮城県公安委員長 佐藤 勘三郎

警備業法施行細則の一部を改正する規則

警備業法施行細則(平成20年宮城県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

日次中「第18条-第20条」を「第18条-第21条」に、「第21条-第25条」を「第22条-第26条」に改める。

第25条を第26条とする。

第24条中「別記様式第30号」を「別記様式第33号」に改め、同条を第25条とする。

第23条中「別記様式第29号」を「別記様式第31号」に、「別記様式第29号」を「別記様式第32号」に改め、同条を第24条とする。

第22条中「別記様式第27号」を「別記様式第30号」に改め、同条を第23条とする。

第21条中「別記様式第26号」を「別記様式第29号」に改め、同条を第22条とする。

第5章中第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

(機械警備業務管理者の兼任)

第20条 施行規則第60条ただし書の規定により、2以上の基地局において1人の機械警備業務管理者を置くことについて承認を受けようとする者は、機械警備業務管理者兼任承認申請書(別記様式第26号)を当該営業所の所在地の所轄警察署長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の承認を行うときは、機械警備業務管理者兼任承認通知書(別記様式第27号)を交付するものとする。

3 第1項の承認を行わないときは、機械警備業務管理者兼任不承認通知書(別記様式第28号)を交付するものとする。

別記様式第10号を次のように改める。

別記様式第10号 (第12条関係)

警 備 業 務 従 事 証 明 書

住 所				
氏 名				
生年月日	年 月 日	生	日	
上記の者が、	年 月 日	から	年 月 日	までの間 ( 年 月間)
	年 月 日	から	現在までの間 ( 年 月間)	
警備業務に	従事していた		ことに間違いありません。	
	従事している			
宮城県公安委員会 殿	年 月 日			
住所又は主たる営業所の所在地				
氏名又は名称及び代表者の氏名				
認定をした公安委員会の名称		公安委員会		
認定の番号	第		号	

備考  
 1 不要の文字は、横線で消すこと。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第18号中、

「 \_\_\_\_\_ 年 月 日 \_\_\_\_\_ 」  
 を  
 「 \_\_\_\_\_ 宮城県公安委員会 殿 \_\_\_\_\_ 年 月 日 \_\_\_\_\_ 」  
 に改める。

別記様式第30号中「第24条」を「第25条」に改め、同様式を別記様式第33号とする。  
 別記様式第29号中「第23条」を「第24条」に改め、同様式を別記様式第32号とする。  
 別記様式第28号中「第23条」を「第24条」に改め、同様式を別記様式第31号とする。  
 別記様式第27号中「第22条」を「第23条」に改め、同様式を別記様式第30号に改める。  
 別記様式第26号中「第21条」を「第22条」に改め、同様式を別記様式第29号に改める。  
 別記様式第25号の次に次の3様式を加える。

別記様式第26号 (第20条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	

機械警備業務管理者兼任承認申請書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

警備業法施行規則第60条の規定により機械警備業務管理者兼任の承認を申請します。

認 定 の 番 号	公安委員会第 号	
専 任 の 基 地	名 称	
	所 在 地	
兼 任 し よ う と す る 基 地 局	名 称	
	所 在 地	
申 請 事 由		

備考

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第27号 (第20条関係)

機械警備業務管理者兼任承認通知書

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 関

下記の営業所に対して、警備業法施行規則第60条の規定による機械警備業務管理者の兼任を承認したので通知する。

認 定 の 番 号	公安委員会 第 号			
	住 所			
機 械 警 備 業 務 管 理 者	氏 名	交付公安委員会	交 付 年 月 日	番 号
		資格者証	公安委員会	年 月 日
専 任 の 基 地	所 在 地			
兼 任 し よ う と す る 基 地 局	所 在 地			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第28号 (第20条関係)

機械警備業務管理者兼任不承認通知書

第 年 月 日 号

殿

宮城県公安委員会 印

次の営業所に対して、警備業法施行規則第60条の規定による機械警備業務管理者の兼任を承認しないこととしたので通知する。

認定の番号	公安委員会 第 号		
	住所		
機械警備業務管理者	氏名		
		資格者証	交付公安委員会 公安委員会
専任の基地局	所在地		
	基地局名称		
兼任しようとする基地局	所在地		
	基地局名称		
理由			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。